

霞ヶ浦環境科学センター交流サロン交流促進事業業務委託団体選定実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、平成31年度(2019年度)に実施する霞ヶ浦環境科学センター交流サロン交流促進事業業務の委託に係る団体の選定を、公募型プロポーザル(企画提案書)方式により実施するために必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 対象業務は、次の業務とする。

(1) 業務名

霞ヶ浦環境科学センター交流サロン交流促進事業業務

(2) 目的

霞ヶ浦環境科学センターは、「調査研究・技術開発」、「環境学習」、「市民活動との連携・支援」、「情報・交流」の4つの機能を掲げ、市民、市民団体、研究者、企業及び行政が相互に協力しあい、各機能をより効果的に発揮して県内の水環境の保全に取り組むことのできる施設運営を目指している。

この中の、「市民活動との連携・支援」について、霞ヶ浦流域の多様な主体(行政、市民、農林漁業者、事業者、市民団体等)の連携を促進するための催事及び市民が水辺環境に対して関心を深めることができる催事を市民目線で実施することで、その機能を効果的に展開するためのものである。

(3) 委託内容

- ① 流域連携のための催事の開催
- ② 水辺環境に対する関心を深めるための催事の開催

(4) 委託期間

契約締結日から平成32年3月17日(火曜日)まで

(プロポーザル提出者に要求される資格要件)

第3条 プロポーザルを提出することができる者は、次に掲げる要件を全て満たすNPO等(特定非営利活動法人、ボランティア団体、公益法人等の民間非営利法人組織)とする。

- (1) 茨城県内に主たる事務所を有し、茨城県内を中心に活動している組織・団体等であること。
- (2) 交流サロン促進事業及び森林湖沼環境税の趣旨を理解し、業務を的確に遂行する意欲や能力を有していること。
- (3) 著しく特定の個人又は団体の利益を図る活動を実施している組織・団体でないこと。
- (4) 定款・規約又はそれに相当する文書を有し、適正な事業計画書、予算及び決算書が整備されていること。
- (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする組織・団体でないこと。
- (6) 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第1号から同条第3号までに規定する者でないこと。

(公募文書の公表)

第4条 霞ヶ浦環境科学センター長は、プロポーザル方式による業務委託先の公募に関する文書(以下「公募文書」という。)を公表するものとする。

(説明書の交付)

第5条 霞ヶ浦環境科学センター長は、委託業務の受託者公募に関する説明書(以下「説明書」という。)を作成するものとする。この場合において、説明書には、別冊として、公募文書及び本業務に係る仕様書を含めるものとする。

- 2 説明書は、公募文書の公表と同時に霞ヶ浦環境科学センター内に備え置き、閲覧に供するとともに、必要に応じて交付するものとする。
- 3 説明書の交付方法、交付期間、交付場所等は、公募文書において明らかにするものとする。

(応募手続等)

第6条 プロポーザルへの参加を希望する者は、平成31年度(2019年度)霞ヶ浦環境科学センター交流サロン交流促進事業業務委託業務公募型プロポーザル募集要項(以下「募集要項」という。)に基づき、以下の必要書類を提出するものとする。

- (1) 応募申請書(募集要項様式第1号)
- (2) 応募団体概要書(募集要項様式第2号)
- (3) 事業計画書(募集要項様式第3号)
- (4) 事業に係る収支計画書(募集要項様式第4号)
- (5) 宣誓書(募集要項様式第5号)
- (6) 団体の定款又は規約
- (7) その他の参考資料

ア 団体の活動状況が分かるもの

イ 団体の会計状況が分かるもの

ウ 役員名簿及び会員名簿

2 申請書の提出方法、提出期限、提出先等は、公募文書において明らかにするものとする。

(質問の受付等)

第7条 プロポーザルに関する質問は、質問書(募集要項様式第6号)により行うものとする。

2 質問書の提出方法、提出期限、提出先等は、公募文書において明らかにするものとする。

(プロポーザルの審査)

第8条 提出されたプロポーザルの審査は、次に掲げるもので構成するプロポーザル審査会(以下「審査会」という。)において行うものとする。

(1) 委員長 外部有識者(大学教授等)

(2) 委員 外部有識者(非営利団体代表等)、外部有識者(関係市町村代表等)、環境対策課水環境室長、霞ヶ浦環境科学センター長

2 委員長は、必要があると認めるときは、有識者を委員として加えることができる。

3 審査会は、プロポーザル評価基準(別記1)に基づき、提出されたプロポーザルの審査を行い、プロポーザル評価結果表(別記2)を作成し、最適団体を選定するものとする。

4 審査会の事務局は茨城県霞ヶ浦環境科学センター環境活動推進課に置くものとする。

5 事務局は審査会に先立って、応募者に係る次の各項目について審査し、不適合の項目がある場合には当該応募者を失格とする。

(1) 応募者は実施要項第3条の応募資格を満たしているか。

(2) 応募者の募集手続は実施要項第6条の要件を全て満たしているか。

(3) 実施要項第6条(3)の事業計画書(募集要項様式第3号)に記載された内容は、実施要項第2条の事業目的に適合しているか。

(最適団体の選定)

第9条 霞ヶ浦環境科学センター長は、業務等委託団体決定時にプロポーザル評価結果表を添えて霞ヶ浦環境科学センター入札委員会に諮り、最適団体を選定するものとする。

(採用及び不採用の通知)

第10条 霞ヶ浦環境科学センター長は、最適団体と選定された者に対して採用通知書(別添1)を、選定されなかった者に対して不採用通知書(別添2)をそれぞれ送付するものとする。

(補則)

第11条 提出された書類は返却しない。また、提出者に無断で他の目的に使用しない。

付 則

この要項は、平成31年4月5日から施行する。

プロポーザル評価基準

- (評価基準) 非常に優れている・・・5点
 優れている・・・3点
 ふつう・・・1点
 ふさわしくない・・・0点

区分	審査項目
実績審査	交流サロン交流促進事業を安定的に遂行できる活動実績を有しているか。
	霞ヶ浦流域の多様な主体（行政，市民，農林漁業者，事業者，市民団体等）との連携を図るために，十分な活動実績を有しているか。
内容審査	提示された運営計画書の内容は，募集の趣旨を十分反映した内容となっているか。
	提示された催事の企画内容は，魅力的で，交流サロンの利用促進及び流域連携や市民団体の交流促進につながるものとなっているか。
	提示された運営体制及び各企画内容は，技術や経費，設備の面で十分に実現可能なものとなっているか。
	運営計画書及びプレゼンテーションから，交流サロン事業運営に対する熱意が感じられるか。

プロポーザル評価結果表

委員長	委員				

平成 年 月 日
 プロポーザル審査会
 (事務局：霞ヶ浦環境科学
 センター)

1 業務名 霞ヶ浦環境科学センター交流サロン交流促進事業業務

4 選定理由 _____

2 業務内容 _____

3 選定結果

No.	プロポーザル提出者の名称等	都道府県名 又は市町村名	最適団体
1			
2			
3			
4			
5			

(注) 選定結果の最適団体の欄には、選定しようとする者に○印を付すこと。

プロポーザル評価個別表

別記 2 付表

業務名 霞ヶ浦環境科学センター交流サロン交流促進事業

No.	プロポーザル提出者の名称等	都道府県名又は市町村名	実績審査		内容審査				評価点合計	
			交流サロン活動促進事業を安定的に遂行できる活動実績を有しているか。	霞ヶ浦流域の多様な主体（行政、市民、農林業者、事業者、行政、市民等）との連携を図っているか。	提示された運営計画書の内容は、募集された趣旨を十分に反映した内容と見られるか。	提示された催事の企画内容は、力的に連携するものとなつていないか。	提示された経費、設備の面で十分実現可能なものとなつていないか。	提示された運営体制及び各企画内容に、技術や費用の面での十分実現可能なものとなつていないか。		運営計画書及びプレゼンテーションに対する熱意が感じられるか。
1										
2										
3										
4										
5										
6										

非常に優れている・・・5点, 優れている・・・3点, ふつう・・・1点, ふさわしくない・・・0点

別添1

霞 七 第 号
平成 年 月 日

殿

茨城県霞ヶ浦環境科学センター長

採 用 通 知 書

先に提出のありました下記業務に係るプロポーザルについては、業務実施方針、手法、費用見積、過去の同種又は類似業務の実績等を総合的に審査した結果、最適と判断し採用することとなりましたので通知いたします。

記

1 業務の名称

霞ヶ浦環境科学センター交流サロン交流促進事業

霞 七 第 号
平成 年 月 日

殿

茨城県霞ヶ浦環境科学センター長

不 採 用 通 知 書

先に提出のありました下記業務に係るプロポーザルについては、業務実施方針、手法、費用見積、過去の同種又は類似業務の実績等を総合的に審査した結果、不採用となりましたので通知いたします。

記

1 業務の名称

霞ヶ浦環境科学センター交流サロン交流促進事業